

川崎市ガス事業法事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ガス事業法（昭和29年3月31日号外法律第51号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和29年4月1日政令第68号。以下「令」という。）及び同法施行規則（昭和45年10月9日通商産業省令第97号。以下「規則」という。）の規定により、川崎市が処理することとされた事務を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(処理する事務)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事務について処理するものとする。

- (1) 法第171条第1項の規定により、ガス用品の販売の事業を行う者（以下「販売事業者」という。）に対し、その事業に関し、報告をさせること。
- (2) 法第172条第1項の規定により、職員に販売事業者の事務所等に立ち入り、ガス用品、帳簿書類その他の物件を検査させること。
- (3) 法第173条第1項の規定により、所有者及び占有者に対し、ガス用品を提出すべきことを命ずること。

(報告の徴収)

第3条 市長は前条第1号の規定に基づき、必要と認めるときは、販売事業者から報告を徴収するものとする。

- 2 報告をさせることができる事項は、令第15条第8項の規定により、その販売に係るガス用品の種類、数量、保管又は販売の場所、購入先及び主たる販売先に関する事項その他当該ガス用品の販売の業務に関する事項とする。
- 3 報告の徴収は、その必要とする理由を付した文書により行うものとする。
- 4 報告の徴収を行ったときは、遅滞なく、知事を経由して経済産業大臣へ報告するものとする。

(立入検査)

第4条 市長は、職員のうちから第2条第2号に規定する立入検査（以下「立入検査」という。）に従事する者（以下「検査員」という。）を定めて、法第172条第5項の規定に基づき、規則様式96又は経済産業省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年10月22日号外経済産業省令第77号）別記様式による身分を示す証明書（以下「立入検査証」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、毎年度当初に立入検査計画を策定するものとし、これに従って立入検査を実施する。ただし、市長が必要と認めた場合は、その都度立入検査を実施するものとする。
- 3 検査員は立入検査に際し立入検査員証を携行し、関係者に提示しなければならない。
- 4 立入検査は、2名以上の検査員で行うものとする。
- 5 検査すべき対象は、販売事業者が販売又は販売の目的で陳列しているガス用品とする。
- 6 検査事項は、次の各号に重点をおいて実施するものとする。
 - (1) 表示の付していないガス用品を販売していないかどうか。
 - (2) ガス用品に適正な表示が付されているかどうか。
 - (3) 法の趣旨を把握させること。

7 立入検査の結果、法第147条に規定する表示に係る不適合ガス用品の販売又は陳列が確認された場合、技術基準上の表示に係る不適合ガス用品又はその他の違反ガス用品であることを知りなが

ら販売又は陳列を行っていたことが確認された場合には、以下の（１）から（６）を実施するものとする。また、技術基準上の表示に係る不適合ガス用品又はその他の違反ガス用品であることを知らずに販売又は陳列を行っていたことが確認された場合には、（１）、（３）及び（５）を実施するものとする。

- （１）直ちに当該ガス用品の販売又は陳列を停止させること。
- （２）今後そのようなガス用品を販売し、又は陳列してはならない旨を指導すること。
- （３）販売事業者に質問を行い、違反ガス用品の販売又は陳列に至った経緯及び当該ガス用品の製造事業者、販売経路等をできる限り確認すること。
- （４）立入検査結果通知書（様式１）を、販売事業者立会いの上、その場で記入発行し、後日、改善報告書（様式２）の提出を受けること。
- （５）規則第２１６条第４項の規定に基づき、立入検査終了後直ちに、規則様式第１００による立入検査実施報告書を、知事を経由して経済産業大臣に提出すること。
- （６）（４）の改善報告書の提出を受けた後、速やかに立入検査結果通知書及び改善報告書の写しを、知事経済産業局長に提出すること。

８ 立入検査を実施した場合、販売事業者ごとにガス用品立入検査報告書（様式３）を作成し、保存する。

９ 当該年度の立入検査実施結果については、規則第２１６条第３項の規定に基づき、翌年４月３０日までに、規則様式第９９による立入検査実施状況報告書を、知事を経由して経済産業大臣に報告する。

（ガス用品の提出命令）

第５条 市長は、前条の規定により立入検査を行った場合において、その所在の場所における検査が困難であると認められるガス用品があったときは、その所有者又は占有者に対し、当該ガス用品の提出を命ずることができる。

２ 市長は、ガス用品の提出を命じたときは、その命令によって生じた損失を所有者又は占有者に補償しなければならない。

３ 提出を命じたときは、遅滞無く、知事を通じて経済産業大臣に報告するものとする。

（実施細則）

第６条 この要領に定めるもののほか、法に係る事務の実施に関し必要な事項は、市長が定めることができる。

附 則

１ この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

１ この要領は、平成３０年４月１日から施行する

附 則

１ この要領は、令和４年４月１日から施行する。

立入検査結果通知書

年 月 日

(ガス用品販売店)

_____ 様

川崎市経済労働局消費者行政センター

立入検査員 _____ 印

立入検査員 _____ 印

本日、貴社（店）におかれては、ガス事業法第138条第1項に違反して販売又は販売を目的で陳列しているガス用品（法第147条に規定する表示に係る不適合ガス用品又は、経過措置期間の終了している表示を貼付したガス用品）が次のとおり認められたので、直ちに当該ガス用品の販売を停止し、今後このようなガス用品の販売又は販売の目的での陳列を行わないように注意すること。

また、当該ガス用品の廃棄等の処分の方法（在庫品も含む。）、ガス事業法遵守に係る社内等の改善措置等について、改善報告書により速やかに報告されたい。

なお、当該ガス用品を今後販売又は、販売の目的で陳列した場合、同法第196条の規定により、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処せられることがありますので、念のため申し添える。

記

違反ガス用品名 〔機種名 型番 その他〕	製造事業者名	基準適合性 検査機関名	違反内容			台数
			法第147条に 規定する表示に 係る不適合	経過措置期間終了 した表示を貼付	その他の違反	

年 月 日

川 崎 市 長

住 所 _____
販売事業者名 _____
代 表 者 名 _____

改 善 報 告 書

年 月 日に立入検査の際に指摘のありました次のガス用品については、直ちに販売を停止し、次のとおり改善しましたので報告します。

なお、今後ガス事業法第138条第1項に違反しないように十分注意いたします。

ガス用品名 (機種名、型番等)		
製造事業者名 (輸入事業者名)		
購 入 先	氏名又は名称	
	住 所	TEL
購入年月日		
購入数量		
立入検査日現在の 残数量及び保管場所		
主たる販売先		
処分の年月日 及び方法(在庫品 も含む)		
ガス事業法遵守 に係る社内等の 改善措置		

